

2. ボランティアや民間団体等と連携した取組

[＜事例リストに戻る＞](#)

事例番号	③-(3)
事例名	道路の一定区間を定常的に通行する方からの異状通報の登録制度(マイロード登録者制度)
自治体名	滋賀県
取組の背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> 道路状況の実態について、情報の収集ならびに提供を迅速にかつ的確に把握する。 県民との協働による安心して通れる道路施設の管理を図り、道路交通の安全と円滑化に資することを目的とする。
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> 通勤、通学、買い物、営業活動などで通行する個人又は団体に、通行途中に道路の穴ぼこや側溝蓋の破損など、通行の支障になる状態を見つけた場合に、速やかに各土木事務所まで連絡をしていただくボランティア制度
内容	<p>[対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学生以上で、おおむね週4日以上指定された区間を通学通勤等で通行し、電話等による速やかな連絡が出来るもの。 道路愛護活動事業を活動中の団体に、電話等による速やかな連絡が出来るもの。 琵琶湖エコフオスター事業を活動中の団体に、電話等による速やかな連絡が出来るもの。 営業等で定期的に指定された区間をおおむね週4日以上通行し、電話等による速やかな連絡が出来るもの。 <p>[活動内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> マイロード登録者は、登録区間において、通行時に路面の穴ぼこや側溝蓋の破損などの交通支障や、標識や案内板の破損等を確認した場合、速やかに土木事務所に連絡する。 <p>[運用]</p> <ul style="list-style-type: none"> マイロード登録者は、県の管理する道路のうちで、通行し、交通安全上の支障部を探索し、発見した場合に連絡出来る区間を選択し、土木事務所と協議の上、登録区間を決定する。 登録区間は2km程度とし、区間内に複数の登録者が重複しても差し支えない。 土木事務所は、業務の遂行に適切な個人または団体とその登録区間を選定し、推薦の上、県が委嘱し、登録する。 マイロード登録者に対する謝礼は、支払わない。 活動期間は2年を原則とする。ただし、活動を継続することができる。
取組によって得られた効果	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末時点で 148 人の方に登録いただいております、多くの方が継続的に参画されています。 このことにより、継続的に道路の異常に関する情報提供を受けることができています。
工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> 4年以上熱意をもって活動された個人に対して、知事からの感謝状を授与することとしている。
連絡先	滋賀県 土木交通部道路保全課 [電話番号 077-528-4133]